



## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 仮徴収(4月・6月・8月の年金天引き)が始まります

### 仮徴収とは？

年間保険税(料)が決まるまでの間、4月・6月・8月の年金から、暫定の税額を天引きさせていただくことです。年間保険税(料)は、前年中の所得に基づき7月または8月に決定します。

### 対象となる方

- ・年額 18 万円以上の年金を受給している方
- ・介護保険料との合計額が年金支給額の 2 分の 1 を超えない方
- ・国民健康保険の場合は、世帯の加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯主

### 仮徴収の金額

#### ● 年金天引きとなっている方 (令和 7 年 2 月現在) ▶ 令和 7 年 2 月と同じ額

例：令和 7 年度保険税(料) 60,000 円の場合

| 年金支払月    | 令和 6 年度 |       |       | 令和 7 年度 |       |       |        |        |        |  |
|----------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|--------|--------|--------|--|
|          | 10 月    | 12 月  | 2 月   | 4 月     | 6 月   | 8 月   | 10 月   | 12 月   | 2 月    |  |
| 徴収(天引き)額 | 8,000   | 8,000 | 8,000 | 8,000   | 8,000 | 8,000 | 12,000 | 12,000 | 12,000 |  |

年間保険税(料) 確定後、仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10 月・12 月・2 月の年金から徴収させていただきます。

#### ● 新たに年金天引きの対象となった方 ▶ 令和 6 年度保険税(料)の年額の 6 分の 1 の額

※金額等の詳細については、4 月に送付する「仮徴収開始通知書」をご確認ください。



### 新中学 1 年生の保護者の方へ

### 福・すこやか医療福祉費支給制度のご案内

市独自の医療費助成制度

すこやか医療福祉費  
受給者数 2,530 人  
(令和 7 年 1 月末現在)

4 月から中学 1 年生となる方で、お持ちの「医療福祉費受給者証」の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日となっている方には、新しい受給者証として「福受給者証」または「すこやか受給者証」を 3 月末までに送付します。

#### ◎すこやか受給者証の方が入院する場合

「入院用受給者証」が必要になりますので、保険年金課またはさしま窓口センターで申請をお願いします。



| 受給者証の名称      |    | 福医療福祉費受給者証 | すこやか医療費受給者証 |
|--------------|----|------------|-------------|
| 受給者証の色       |    | ピンク        | うぐいす        |
| 受給者証が使える医療機関 | 県内 | ○          | ○           |
|              | 県外 | ×          | ×           |
| 入院時の使用       |    | ○          | ×           |



### 年金についてのご案内

#### 無年金にならないための制度があります

##### ● 無年金とは？

公的年金を受け取れない状態のことです。年金を受給するには 10 年(120 か月)以上保険料を納める必要があります。足りない場合は無年金になってしまいます。

##### ● 国の制度をご活用ください

無年金にならないため、免除申請、追納、任意加入などの手続きがあります。これらの制度を上手に活用し、無年金にならないように気を付けましょう。詳細については、保険年金課または下館年金事務所(☎0296(25)0829)にお問い合わせください。

#### 国民年金保険料学生納付特例制度

学生の方で所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

##### ● 対象となる方

- ・学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限 1 年以上である課程)に在学する学生
- ・ご本人の前年所得が、128 万円 + (扶養親族等の数 × 38 万円) 以下である方